

令和3年12月20日

## 民事再生手続のお知らせ

医療法人遊心会

平素は医療法人遊心会（以下「当法人」といいます。）にじクリニック、咲く花診療所、訪問看護ステーションはるか、認知症対応型共同生活介護リ・リブホーム、障害者総合支援法に基づく共同生活援助グループホームあえる、就労継続支援B型事業アトリエ及び指定特定相談支援事業りえーるに格別のご厚情を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当法人は、本日、大阪地方裁判所より再生手続開始決定を受け、弁護士稲田正毅が管財人に選任されました。

民事再生手続は、事業の再建を目指すための手続であり、当法人は、今後も当法人の診療所、介護サービス事業、障害福祉事業及び訪問看護サービス事業のいずれについても、従前と同様に事業を継続し、これまでと変わることのない、医療を中心とした良質な各種サービスの提供をしていく所存です。

今後も、当法人は、法的手続の下で事業の再生に注力して参りますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※ 上記のとおり、患者、利用者、入居者の皆様には従前と何ら変わらずに診療を始め、各種サービスの提供を行いますので、ご心配なきよう宜しくお願い致します。